

北きりしまリゾート牧場市有施設の設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例

北きりしまリゾート牧場市有施設の設置及び管理に関する条例  
(平成18年小林市条例第186号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北きりしまリゾート牧場の設置及び管理に関する条例

第1条及び第2条中「市有施設」を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「午前9時」を「午前10時」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「12月1日から翌年3月31日までの毎月第2、第4火曜日」  
を「毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律  
第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）に当た  
るときは、その翌日）」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条  
とし、第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用権の譲渡等の禁止）

第9条 利用者は、施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸  
してはならない。

第10条中「前条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第12条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（市長による管理）

第16条 指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理

の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は指定管理者が解散し、当該指定管理者による管理が行われなくなった場合において、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、第4条から第8条まで及び第10条から第14条までに規定する施設の管理に関する業務は、市長が行う。

- 2 前項の場合において、第4条から第8条まで及び第10条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条、第12条及び第13条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第14条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第11条を第15条とし、同条の前に次の4条を加える。

(利用料金の納入)

第11条 利用者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収受)

第12条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により施設を利用できないときは、利用料金を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第11条関係）

区分	利用料金
入園料	100円
パークゴルフ場	400円
バッテリーカー	100円
スーパースライダー	1人乗り 300円
	2人乗り 400円
スロープカー	片道 100円

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。